

# 自動車道事業供用約款

( 附 保安上の供用制限 )

熱海インフラマネジメント合同会社

# 自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第 1 条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。

ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

熱海ビーチライン

（静岡県熱海市泉元門川分字立ヶ窪 8 4 番地から静岡県熱海市東海岸町 8 5 番地の 4 まで）

(所在不明の相手方に対する通知)

第 2 条 当社の経営する自動車道事業に関し、通知又は催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないとき、又はそれを知ることが著しく困難なときは、通知又は催告すべき事項を、関係料金徴収所の公衆の見易い場所に掲示して、これに代える。

2. 前項の掲示を始めた日から 2 週間を経過したときは、その通知又は催告は相手方に到達したものとみなす。

(供用期間等)

第 3 条 自動車道を使用できる期間は通年とし、使用できる時間は各日 2 4 時間とする。

(使用料金)

第 4 条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第 5 条 使用券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通使用券

(2) 回数使用券

(使用料金の収受等)

第 6 条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は回数使用券を提示して、所定の手続きを受けなければならない。

但し、当社が実施するキャッシュレスサービス利用者については、当社の指定する措置をとらなければならない。

（使用券の所持等）

第 7 条 使用者は、前条の料金徴収所を通過してから、その自動車道の使用を終えるまでの間、同条の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合及び第 6 条に定めるキャッシュレスサービスを利用する場合はこの限りでない。

2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、前項の料金徴収所を通過した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き使用料金を收受する。

（自動車道の不正使用）

第 8 条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

（使用料金の払戻し等）

第 9 条 当社は、未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む、以下同じ）について払い戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額（回数使用券については表紙記載の販売金額× $\frac{\text{未使用券片数}}{\text{総券片数}}$ の金額）から、その 10% の手数料を差引いた残額を払い戻す。

この場合、払い戻し額に生じた 10 円未満の端数は切り捨てる。

2. 当社は、天災その他やむを得ない事由により、自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券については、收受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第 6 条の手続きを受けた回数使用券については、これに代えて当該自動車道を使用することができる証票を交付する。
3. 当社は前項の事由により、自動車道の供用ができない期間が 1 日を越

えた場合は、回数使用券の有効期間を、その越えた日数だけ延長する。

4. 前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき、責任のある使用者に対しては適用しない。
5. 当社は、使用者が第2項以外の事由により、自動車道からの撤去を求められた場合は、使用料金の払い戻しをしない。

(係員の指示)

第10条 使用者は、当社の係員が、自動車道の安全の維持又は交通整理のために、職務上の指示に従わなければならない。

(使用の拒絶)

第11条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が、法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。
  - (2) 自動車道の使用が、他の自動車の通行に著しく支障を及ぼす恐れがある場合。
  - (3) 自動車道の使用が、公の秩序又は善良の風俗に反する場合。
  - (4) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の主催する、特別な各種催し物の場として使用するため、一時閉鎖する場合。
  - (5) 天災、その他やむを得ない事由により、自動車の通行に支障がある場合。
2. 当社は、使用者が前条若しくは第14条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第12条 当社は、自動車道の管理に瑕疵があったため、その使用により使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、これを賠償する。

- (1) 使用者の故意又は過失。
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。
- (3) 盗難その他第三者による損害。
- (4) 天災地変その他不可抗力。

2. 前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退出したときに終わる。

(使用者の責任)

第13条 自動車道又はこれに付属する設備を、故意又は過失によりき損した使用者は、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

(物品販売等の禁止)

第14条 使用者は、当社の許可を得ずに、自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

## 保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

### (1) 自動車の寸法及び重量

|     |           |
|-----|-----------|
| 長さ  | 12メートル以下  |
| 幅   | 2.5メートル以下 |
| 高さ  | 3.8メートル以下 |
| 総重量 | 20トン以下    |

### (2) 最高速度

|        |        |
|--------|--------|
| 乗用自動車  | 60km/h |
| 乗合型自動車 | 40km/h |
| 貨物自動車  | 40km/h |

### (3) 通行禁止

カタピラを有する自動車その他自動車道を損傷する恐れのある構造装置を有する自動車